

令和4年6月定例会

まちづくり常任委員会会議録

|           |   |
|-----------|---|
| 招 集 月 日   | 令和4年5月31日(火)                                    |
| 会 議 場 所   | 市役所 4階 大会議室                                     |
| 開 会 日 時   | 令和4年5月31日(火) 午前 9時02分                           |
| 閉 会 日 時   | 令和4年5月31日(火) 午後 1時20分                           |
| 委 員 長     | 頓 所 澄 江   |
| 委員会出席委員   |   |
| 委 員 長     | 頓 所 澄 江   |
| 副 委 員 長   | 加 藤 英 樹   |
| 委 員       | 阿 部 慎 也      秋 谷      修      川 崎 葉 子<br>市ノ川 徳 宏 |
| 委員会欠席委員   |   |
| 議 長       |   |
| 委 員 外 議 員 | なし  |
| 傍 聴 者     |   |

議 題

| 議案番号    | 議 題 名        | 審査結果 |
|---------|--------------|------|
| 第 3 7 号 | 市道の路線の廃止について | 原案可決 |
| 第 3 8 号 | 市道の路線の認定について | 原案可決 |

委員会執行部出席者

(都市建設部)

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 都市建設部長                      | 清 水 洋   |
| 都市建設部副部長                    | 五十嵐 剛   |
| 都市建設部副部長                    | 清 水 千 之 |
| 都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長 | 戸ヶ崎 徹   |
| 都市建設部参事兼市街地整備課長             | 大 堀 勝 彦 |
| 都市建設部参事兼道路課長                | 矢 部 正 樹 |
| 建築住宅課長                      | 秋 元 宏 康 |
| 都市計画課副参事                    | 藤 村 弥   |
| 都市計画課・産業団地プロジェクト副参事         | 島 田 幸 男 |
| 建築住宅課副参事                    | 中 島 隆 晶 |

(上下水道部)

|               |         |
|---------------|---------|
| 上下水道部長        | 三 村 正   |
| 上下水道部副部長      | 中 根 治 人 |
| 上下水道部参事兼下水道課長 | 堀 岳 夫   |
| 経營業務課長        | 伊 藤 正 一 |
| 水道課長          | 山 崎 眞 也 |
| 水道課副参事        | 大 網 岳 志 |
| 下水道課副参事       | 宮 澤 祐 紀 |

|       |         |
|-------|---------|
| 吹上支所長 | 岡 田 和 弘 |
| 川里支所長 | 山 縣 一 公 |

書 記 佐 伯 幸 子

書 記 大 谷 直 樹

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。  
委員会記録の署名委員を指名いたします。川崎葉子委員と市ノ川徳宏委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第37号 市道の路線の廃止について、議案第38号 市道の路線の認定についての議案2件であります。これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案番号順に執行部から説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

この方法でご異議はありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

先ほど説明させていただいたとおり、関連する部署のみでの議案審査となりますので、関係しない執行部は退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時03分)



(開議 午前9時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第37号及び議案第38号について一括して執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼道路課長) おはようございます。議案第37号及び議案第38号は、市道の路線の廃止及び認定について、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものです。関連がございますので、一括して説明いたします。

内容につきましては、廃止17路線、認定9路線です。

初めに、議案第37号 市道の路線の廃止についてご説明いたします。図面ナンバー1の市道廃止図を御覧ください。箕田地内、市道F-190号線、F-206号線、F-227号線の3路線は、道の駅整備事業の進捗に伴い廃止するものです。起点、終点、幅員、延長につきましては、次のページの表のとおりです。

続きまして、次のページ、図面ナンバー2、市道廃止図を御覧ください。箕田寺谷地内、市道F-219号線、F-220号線、F-221号線、F-229号線、F-230号線、F-231号線、F-232号線、F-233号線、F-234号線、F-237号線、F-238号線、F-239号線、F-240号線、以上廃止13路線につきましては、県の鴻巣箕田地区産業団地整備事業の進捗に伴い認定を廃止するものです。起点、終点、幅員、延長につきましては、次のページの表のとおりでございます。

続きまして、次のページ、図面ナンバー3、市道廃止図を御覧ください。市道吹2164号線は、起点を鴻巣市下忍字砂山3816番地先とし、終点を鴻巣市下忍字砂山3816番地先とします。幅員2メートル、延長5メートルの路線で、市有財産処分に伴い用途の廃止をするものです。

続きまして、議案第38号 市道の路線の認定についてご説明いたします。次の図面ナンバー4、市道認定図を御覧ください。路線の認定につきましては、本日お配りしました参考資料の公図の写しも併せて御覧ください。市道B-534号線は、起点を鴻巣市松原4丁目4678番12地先とし、終点を鴻巣市松原4丁目4678番1地先とします。幅員4.5メートル、延長88.04メートルの路線で、開発道路の帰属に伴い認定するものです。

続きまして、次のページ、図面ナンバー5、市道認定図を御覧ください。市道F-343号線は、起点を鴻巣市箕田字助左エ門1190番1地先とし、終点を鴻巣市箕田字長右衛門2085番地先とします。幅員2.78メートルから3メートル、延長240メートルの路線でございます。

続きまして、F-344号線は、起点を鴻巣市箕田字長右衛門2073番1地先とし、終点を鴻巣市箕田字長右衛門2107番1地先とします。幅員2.78メートルから3メートル、延長94.6メートルの路線でございます。

以上 2 路線につきましては、道の駅整備事業の進捗に伴い廃止する市道 F-190 号線の一部を再認定するものでございます。

続きまして、次のページ、図面ナンバー 6、市道認定図を御覧ください。

市道 F-345 号線でございますが、起点を鴻巣市箕田字九右ヱ門 1730 番 2 地先とし、終点を鴻巣市箕田字団右衛門 1780 番 1 地先とします。幅員 3.8メートルから 5メートル、延長 235.5メートルの路線でございます。

続きまして、市道 F-346 号線は、起点を鴻巣市箕田字長右衛門 2254 番 1 地先とし、終点を鴻巣市箕田字長右衛門 2256 番 1 地先とします。幅員 4.82メートルから 4.99メートル、延長 59.9メートルの路線でございます。

続きまして、市道 F-347 号線は、起点を鴻巣市寺谷字野足 824 番 1 地先とし、終点を鴻巣市箕田字長右衛門 2247 番 1 地先とします。幅員 2メートル、延長 51メートルの路線でございます。

続きまして、市道 F-593 号線は、起点を鴻巣市寺谷字野足 848 番 3 地先とし、終点を鴻巣市寺谷字野足 847 番 1 地先とします。幅員 2.06メートルから 3.01メートル、延長 45.3メートルの路線でございます。

以上 4 路線につきましては、鴻巣市箕田地区産業団地整備事業の進捗に伴う廃止路線の一部を再認定するものでございます。

市道 F-594 号線は、起点を鴻巣市寺谷字野足 856 番 1 地先とし、終点を鴻巣市寺谷字野足 868 番地先とします。幅員 9メートル、延長 47.8メートルの路線で、鴻巣市箕田地区産業団地整備事業の進捗に伴い認定するものでございます。

続きまして、次のページ、図面ナンバー 7、市道認定図を御覧ください。

市道川 1285 号線は、起点を鴻巣市屈巢字市場 2496 番 9 地先とし、終点を鴻巣市屈巢字市場 2496 番 1 地先とします。幅員 5メートル、延長 58メートルの路線で、開発道路の帰属に伴い認定するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 11 分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第37号及び議案第38号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(市ノ川) それでは、二、三点お伺いします。

箕田の産業団地内の市道についてなのですが、先ほど現地に行った際にフラワー通りのほうから入って行きましたけれども、その道路上にマンホールが幾つか見受けられましたけれども、あのマンホールは何か使われているのでしょうか。また、今後土地の整備される段階では、何か都合の悪いこととか、トラブルみたいなことは予想されますでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 道路上にありましたマンホールにつきましては、フラワー通りのほうから大幹線の排水路のほうに排水する雨水管になります。こちらにつきましては、産業団地の造成工事に合わせて区域内で移設することになっております。

以上です。

(市ノ川) 同じく産業団地内で、F-221号線の道の駅のほうから来る排水路の橋があったと思うのですが、あの橋は今後整備される時にはどうなるのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 市道F-221号線に架かる橋なのですが、こちらにつきましては、産業団地の整備に伴いまして、区域内については道路を廃止しますので、当然橋についても道路課と協議した中で不要かということになっておりまして、撤去する予定です。撤去費につきましては、県の産業団地に係るものなので、県のほうでやっていただけるという話になっています。

以上です。

(市ノ川) それでは、もう一点だけ。

そのほかに産業団地を整備するに当たって何か邪魔になるようなインフラとかはございますか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）先ほど申しましたF-221号線に東京ガスの中圧管が埋設されております。こちらにつきましても、産業団地の造成工事に合わせて東京ガスさんのほうで切り回しの工事をするようになっております。以上です。

（川崎）では、同じく産業団地の中のことについてなのですが、産業団地の進捗、事業の進捗により廃止及び再認定ですか、の箇所、現地を見させていただきました。F-221号線だと思いますけれども、ちょうど視察中に車が1台通っていきまして、抜け道になっているのでしょうか、度々車も通るようなのですけれども、そこでこの議会で認廃を行っているわけなのですか、その後この処分についてはどのようになるのかということをお伺いします。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）市道F-221号線につきまして、そのほかの区域内の道路についてなのですが、こちらにつきましては、本議会で承認いただけましたら、今度財産の処分ということで9月議会のほうでまた提案させていただきまして、最終的には県の企業敷地、造成工事、県の敷地になるわけなのですが、認定、廃止後2か月間、未使用期間ということで道路課の管理する管理用道路になります。繰り返しになりますけれども、9月議会で財産の処分を議決いただいた上で県のほうに譲渡をする形になります。

（川崎）それに関連してなのですが、2か月後、9月議会でそうすると議案に上って、そこで財産の処分という形になるということでありましたけれども、その後の計画、事業の進捗について改めてお伺いをいたします。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）現時点で県のほうのスケジュールで決まっているものとしましては、夏頃に企業の分譲募集をするということで伺っています。あとは、その後、秋頃に実際の造成工事をするということで、造成工事をする前に周辺住民の方を集めて造成工事に関する説明会をやる予定です。県の予算上、令和

6年度の予算に……すみません。令和7年の2月、3月頃には造成工事が完了するというので伺っています。

以上です。

（秋谷）吹2164号線の下忍字砂山の市有財産処分に伴う廃止のところでお伺いをいたしますが、これを廃止というか、市有財産を処分することになった経緯をまずはお伺いをしておきます。

（都市建設部参事兼道路課長）こちらの払下げにつきましては、敷地を一体利用したいという申出が株式会社ライトアップという会社から申請がありまして、協議した結果、支障がないということで払下げの手続に入ったということです。

（秋谷）この道路の払下げの単価と総価額と言ったらいいのかな、販売価額というか、引渡し価額という、払下げ価額か、総額を教えてくださいと思います。

（都市建設部参事兼道路課長）面積が10.02平方メートル、1平方メートル当たりの単価が2万2,900円ということで、総額で22万9,458円で払下げの協議を行っております。

（秋谷）あと、ちょっとこれはもしかしたら昔誰かが聞いたことあるかもしれないですけど、例えば今の段階では市所有の道路としての登記簿なり公図なりがあるわけだけれども、そういったものはみんなその払下げを受けた、今回でいったら会社さんのほうにその登記費用だの何だのというのは全てお任せをするということですよ。

（都市建設部参事兼道路課長）こちらのほうは、資産管理課から都市計画課のほうへ表示登記の変更の依頼をかけて、都市計画課のほうで、今の用地担当のほうで登記をした上で売買契約を結ぶと、そういう流れになっております。

（秋谷）あと、新しく認定する産業団地の道路のF-594号線なのですけども、幅が9メートルの47.8メートルの長さの道路なのですが、この道路は市の道路として要は道路の工事であるとか、あるいはその後の資産管理というのかな、そういったのをやらなければならないのでしょうか。というのは、県のほうの、県のほうに何でも押しかぶせてはいけな



いのかもしれないけれども、県のほうで産業団地やっていただけるというのであれば、そういったところも併せて県のほうにお願いしたほうがいいのではないのかなと私的には、お願いできるなら、してもらえないかなと思って質問するのですけれども。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）ほかの産業団地、鴻巣市に限らず他の産業団地でもそうなのですけれども、基本的には、原則区域、開発区域内については県が整備しますと。区域の外については全て市のほうでやっていただくということになっています。そのことから、今回道路認定をしてそのの用地を取得するということです。ただ、実際に造成工事の関係とか、いろんな絡みで県のほうにちょっとやってもらえないかと、買収は市でやりますけれども、整備については、いろんな影響もありますので、県のほうにやっていただけないかということで協議はしていきたいと思っています。

（秋谷）県のほうが最終的にやっていただければもちろんいいにこしたことはないのだけれども、例えばここにどういった業種の方というのかな、新しく出てきてくれる方がどんな業種の方かも分からない、どんな車がここの部分を通るのかというのをちょっと私には想像いたしかねるのだけれども、そういった通過車両によっては相当しっかりとしたものを作る可能性というか、造らなければならない場合もあるわけですよ。だから、せっかく例えば市のほうで、ではやりましょうといっても、後々になってみたら何度も何度も引っ越してくる業者さんの都合でここがそれに利用に耐えないような道路になってしまったらどうなるのかなというのはちょっと思ったのですけれども、例えば大きい車両とかはこちらは通らないで17号側から入ってくるから、そういった心配は要らないのでしょうか。この道路について。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）地元要望の中で、なるべく大型車両についてはA-1004号線を通らないでいただきたいという話の中で県にお願いしまして、基本的には大型車両については、企業側のほうですね、大型車両については熊谷バイパスをメインに使っていただくと。ただ、こちらの今回認定するF-594号線につき

ましては調整池の出入りもありますので、調整池の堆積した土砂の撤去とか、大型の10トントラックとか、そういったものも入ってくるのが想定されますので、基本的には市道A-1004号線と同じような路盤とかで考えたいというふうに思っています。その辺も一応県のほうにはお伝えさせていただいているところです。

(秋谷) ちなみに、あの土地、あの土地の付近と言ったらいいのかな、地域全体的に箕田の雨水の大幹線が走っているぐらいだから、地形的には大変水が走るところというのは低くて、なおかつ土地が緩い。つまりA-1004号線と同様の施工の工事でというお話なのだけれども、しっかりと地盤のほうから見ていかないと結構大変なのだろうと思うのです。ちなみに、私はあまりその道路基準というのは分からないのだけれども、今おっしゃっていた道路基準というのは、幾つか種類のあるうちのどのぐらいのレベルになるのですか。

(都市建設部副部長(五十嵐)) 道路の舗装の設計基準につきましては、大型車がどのぐらい頻繁に通るのかというような考え方にに基づき、路床と呼ばれる原地盤の土の硬さ、さらにその上に路盤と呼ばれる碎石層、この厚さをどのくらいにするのか、さらに皆さんが御覧いただけるアスファルトの部分、表層と呼んでいます、この部分をどのぐらいの厚さにするのか、二重にするのか、そういうことを鑑みた中で舗装の厚さを経済性等を考慮して決定はしておりますが、A-1004号線につきましても、ちょっと今細かい数字はないのですけれども、相当量の大型車両が通過するというところで、原地盤はそのままでありますけれども、路盤の厚さ、あるいは路床部の部分的な改良、置き換え、そういうものを施した中でA-1004号線は造っておりますので、それと同等のものを考えているということで今のところは進んでおります。

以上です。

(加藤) 前任の委員の方が何点か聞いてくださったので、私も1点ほど聞きます。

産業団地のところで、F-594号線のところ、新設のところですが、この接する道路というのが、時間帯によりけりですが、結構混む道路かなと

思っております、ここの産業団地を使う方というのは会社さんですから、限られた方がお使いになるという前提はあろうかと思えますけれども、そのところが右折とか左折で入ってくるときに渋滞にならないように何らかの、こういった形でちょっとそこは緩和しようかなとか、お考えあるようであればちょっと教えていただきたいなと思えます。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）今現時点ではどのような企業が進出してくるかもまだ決まっていない状況でして、基本的には熊谷バイパス、それからフラワー通りをメインに使っていただきたいということで県のほうにもお願いしています。なので、なるべくF-594号線からは出入りしないような形でお願ひしていききたいというふうに考えております。

（加藤）そういう話であれば、なるほどという感じなのですが、あとでもここの入り口をお使いになるときに極力左折して入ってくるか、そういうような形をお願ひすると渋滞というのがなりにくいかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）その辺も実際に企業募集をこれからになりますので、募集の中で企業局のほうにもお伝えしていききたいと。最終的に企業が決まった中で、市とその企業側のほうで話合いができれば、その辺もお伝えしたいと思えます。

（川崎）道の駅整備事業に関連してのことで確認になるかと思うのですが、お伺いしたいのですが、F-190号線並びにF-206号線、F-227号線を廃止しまして、新たにF-345号線、またF-344号線を再認定する事業なわけですが、この理由についてお示しいただきたいと思えます。

（都市建設部参事兼道路課長）今回、道の駅の事業用地内の市道を廃止するという中で、こちらのほうは今年度から造成工事を予定しております。その関係で、この真ん中、ちょうどF-190号線はちょうど真ん中通るわけなのですが、そちらも造成で盛土をするということで伺っていますので、中の道を廃止するという事になっております。

（川崎）盛土をするので、ちょうどF-190号線の真ん中辺り、またそこ

に関連するところを廃止で、それ以外のところはそのまま生かした形での再認定ということですね。拡幅も何もしないで道路の幅はそのままということではよろしいのですか。

(都市建設部参事兼道路課長) そのとおりでございます。

(川崎) 実際に現場を見させていただきましたときに道の駅の入り口とかがどの辺になるのかということも教えていただいたわけなのですが、当然この図だけ見ますと上り車線からしか入れないようになっております。熊谷方面から来た人たちは入れないような状況になっているわけなのですが、それについて県に要望していることを聞いたのですが、ちょっとその辺のことについて教えていただければと思います。

(都市建設部副部長(五十嵐)) 道の駅の関係なのですが、委員ご指摘のとおり上り方面からどうなのだというところがございます。今道の駅のほうで道路等も含めて国の協議、詳細設計等進めているということですので、大変申し訳ないのですが、この場でどのような形になるというのは答弁ちょっと難しいところになりますので、ご容赦いただきたいと思います。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第37号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして、まちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後1時20分)